募集型企画旅行契約の部第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の四号を加える。

五　旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

六　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

七　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

八　その他当社の業務上の都合があるとき。

募集型企画旅行契約の部第十七条第一項に次の一号を加える。

九　旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

募集型企画旅行契約の部第十八条第一項中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

募集型企画旅行契約の部第二十条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

募集型企画旅行契約の部別表第一　一　国内旅行に係る取消料の備考欄中「取消料の金額は、契約書面に明示します。」を「(一)　取消料の金額は、契約書面に明示します。」に改め、(一)　の次に次のように加える。

(二)　本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

募集型企画旅行契約の部別表第一　二　海外旅行に係る取消料の備考欄中「取消料の金額は、契約書面に明示します。」を「(一)　取消料の金額は、契約書面に明示します。」に改め、(一)　の次に次のように加える。

(二)　本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

受注型企画旅行契約の部第七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の四号を加える。

三　旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

四　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

六　その他当社の業務上の都合があるとき。

受注型企画旅行契約の部第十七条第一項に次の一号を加える。

七　旅行者が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

受注型企画旅行契約の部第十八条第一項中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　旅行者が第七条第三号から第五号までのいずれかに該当することが判明したとき。

受注型企画旅行契約の部第二十条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

受注型企画旅行契約の部別表第一　一　国内旅行に係る取消料の備考欄中「取消料の金額は、契約書面に明示します。」を「(一)　取消料の金額は、契約書面に明示します。」に改め、(一)　の次に次のように加える。

(二)　本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

受注型企画旅行契約の部別表第一　二　海外旅行に係る取消料の備考欄中「取消料の金額は、契約書面に明示します。」を「(一)　取消料の金額は、契約書面に明示します。」に改め、(一)　の次に次のように加える。

(二)　本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別紙特別補償規程第二条第三項第二号イ中「搭乗手続の完了時」を「乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時」に改める。

別紙特別補償規程第五条の次に次の一条を加える。

（補償金等を支払わない場合―その四）

第五条の二　当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

一　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。

二　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

三　反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

四　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

別紙特別補償規程第十七条の見出し中「損害補償金を支払わない場合」を「損害補償金を支払わない場合―その一」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（損害補償金を支払わない場合―その二）

第十七条の二　当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。

一　反社会的勢力に該当すると認められること。

二　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

三　反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

四　法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

五　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

手配旅行契約の部第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条に次の四号を加える。

二　旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

三　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五　その他当社の業務上の都合があるとき。

手配旅行契約の部第十四条第一項に次の一号を加える。

三　旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。

渡航手続代行契約の部第四条第四項を次のように改める。

4　当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

一　旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

二　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

三　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

四　その他当社の業務上の都合があるとき。

渡航手続代行契約の部第七条第二項中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　旅行者が第四条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当することが判明したとき。

旅行相談契約の部第三条第四項を次のように改める。

4　当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

一　旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。

二　旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

三　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。